

令和5年度 第 11 回行政会議 会議録

日 時	令和6年2月1日(木)午前10時00分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和5年度第 11 回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p>令和6年能登半島地震の復旧作業が進められている。守口市から派遣していた職員2名は、1週間の任務を終えて帰還。被災地での避難所業務を労う。</p> <p>今後も、大阪府からの職員派遣要請が想定される。被災地は、地震の影響に加え、大雪等、関西では普段経験しないような環境。今後の職員派遣に向け、万全の準備ができるよう情報共有し、全庁一丸で支援対応をお願いする。</p> <p>間もなく、2月市議会定例会が開会。議会对応に向け、提出議案の基本的な考え方や目的等を押さえ、万全の準備で臨むこと。特に、令和6年度当初予算は、私が編成する初の通年予算。丁寧な説明はもちろん、情報発信もしっかり行うこと。</p>

【2月市議会定例会 提出予定案件】

<専決>

案 件	令和5年度守口市一般会計補正予算(第8号)
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税の補足給付に向け、令和5年12月22日に必要経費の予備費使用が閣議決定されるとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の限度額が示された。これを踏まえ、「個人住民税均等割のみ課税世帯」や「低所得者子育て世帯」に対する速やかな支給を行うため、1月23日に補正予算を専決処分したものの。</p> <p>「1歳入歳出予算の補正」は、「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金及び低所得者子育て世帯支援給付金支給事業」として、給付金申請受付等業務委託、システム構築業務委託等の事務費や、「個人住民税均等割のみ課税世帯」1世帯あたり10万円(1,765世帯分)及び「低所得者子育て世帯」への児童1人あたり5万円(3,158人分)の給付費を追加。財源は、国庫支出金である「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を全額充当。</p> <p>歳出予算の補正額は、3億7,046万2千円。</p> <p>補正後の歳入歳出予算の総額は、731億1,471万1千円。</p>
質 疑 等	<p>(須田副市長)</p> <p>専決処分の趣旨は、速やかに事務を進めるため。市民への迅速な支給に向</p>

	<p>け、担当部局はスピード感を持って事務を進めること。 (上甲健康福祉部長) 3月中に支給できるよう、事務を進めている。</p>
--	---

<道路の廃止・認定>

案 件	市道路線の廃止・新規認定について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	<p>東西橋波 89 号線は、橋波公園横の市道設置に伴う認定。藤田 21 号線は、区 間見直しに伴う認定。八雲 10 号線及び 11 号線は、下島公園と下島小学校の間、 淀川堤防沿いの道路について、起終点の変更に伴う認定。歩行路 15 号線は、西 三荘ゆとり道の整備による区間見直しに伴う認定。 東西橋波 72 号線及び北寺方 44 号線は、大阪府道との重複認定により廃止。</p>

<債権放棄>

案 件	守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について
説 明 者	瀬尾教育部次長兼教育部長心得
提出資料	有
内 容	<p>主債務者が令和5年6月30日付けで、破産により免責決定を受けるとともに、 連帯保証人が死亡及び居所不明であり、回収が極めて困難であることから、当 該債権1件、26万6千円を放棄するもの。</p>

案 件	守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について
説 明 者	小浜水道事業管理者
提出資料	有
内 容	<p>これまでから、給水停止や電話催告、転出者居所調査により徴収強化を図っ ているが、利用者の死亡や居所不明により徴収が極めて困難となり、消滅時効 を迎え、債務者から時効の援用の意思表示がない債権について、議会の議決 を経て債権放棄を行った後、不納欠損処理を行おうとするもの。今年度の債権 放棄額は、水道料金及び給水装置工事費の合計 252 万 6,296 円。</p>

<条例>

案 件	守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有

内 容	<p>令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表第2が廃止されたこと等により、引用条文の文言等について所要の改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とする。</p>
-----	---

案 件	守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	助川総務部長
提出資料	有
内 容	<p>職員のワークライフバランス向上の観点から、時間外勤務代休時間制度を新設するもの。現在、1ヵ月の超過勤務が 60 時間を超える場合、超えた分の手当は 50%割増となるが、本制度により、超えた分の手当割増額を 25%とする代わりに、時間外勤務代休時間を指定することを可能とする。</p>
質 疑 等	<p>(増田市民生活部長) 課長代理級以上の職員は対象になるか。また、振替期限はいつまでか。</p> <p>(助川総務部長) 課長代理級以上は対象外。振替期限については、対象月の翌月及び翌々月の2ヵ月間。</p> <p>(白井環境下水道部長) 本制度施行後は、これまでどおりの超過勤務手当の支給と、時間外勤務代休時間の指定のどちらかを選択できるという理解で良いか。</p> <p>(助川総務部長) そのとおり。</p> <p>(小浜水道事業管理者) 課長代理級以上は対象外とのことであるが、本条例改正の趣旨は「ワークライフバランスの向上を図る観点」とされている。なぜ、対象外とするのか。</p> <p>(助川総務部長) 本条例改正は、超過勤務手当の支給対象となる職員に焦点を置くことが趣旨。国の考え方も同様であり、この趣旨から課長代理級以上は対象外とする。</p> <p>(小浜水道事業管理者) 国の考え方や条例の趣旨はわかるが、趣旨が正確に伝わる説明とするように。</p>

案 件	守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例案について
説 明 者	助川総務部長
提出資料	有

内 容	<p>現在、地方公共団体等の職員等が当該地方公共団体等に対する損害を賠償する責任を負う場合は、軽過失においても1億円を超える高額な賠償責任を認める住民訴訟の判決が出されており、地方自治法の改正により、職員等が職務にあたり善意で、かつ重大な過失がないときは、条例で免責基準を定めることができることとされたことから、制定するもの。</p> <p>免責される額は、市長については、賠償責任を負う額から基準給与年額に2を乗じて得た額を控除した額、その他職員については、賠償責任を負う額から基準給与年額を控除した額とする。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日。</p>
-----	---

案 件	守口市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	助川総務部長
提出資料	有
内 容	現在、会計年度任用職員は期末手当のみを支給しているところ、新たに勤勉手当についても支給することとするもの。

案 件	守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>国民健康保険と後期高齢者医療の保険料について、12月分の納期限が異なっていること、また、市民税及び府民税の第4期分の納期限が1月4日に改正されたことから、納付義務者にとってわかりやすい納付環境を実現するため、現在、12月31日までとしている納期限を翌年1月4日までに改めるもの。</p> <p>令和6年度から施行。</p>

案 件	守口市消費生活センター相談業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>消費生活センター相談業務の委託期間が、令和7年3月末をもって満了。引き続き、委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式で事業者を選定するため、制定するもの。</p> <p>施行期日は令和6年4月1日、失効期日は令和7年3月31日とする。</p>

案 件	守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有

内 容	<p>戸籍法及び関連法令の一部改正による主な改正内容として、1点目、「戸籍謄本等の広域交付」について、現在は本籍地の市町村での交付又は郵送による請求となっているものが、本籍地ではない場合も交付が可能となる。</p> <p>2点目、「届書等情報の内容の証明書の交付及び内容を表示したものの閲覧」について、現在は紙ベースの届書を複写し、証明書として交付及び閲覧を行っているが、今後は電子データ化したものを原本として法務省サーバに保管し、証明書として活用することとなる。</p> <p>3点目、「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行」について、現在、例えばパスポート申請の際等は、戸籍謄本等を添付する必要があるが、今後は自らの戸籍情報を窓口で確認する識別符号を新たに発行し、行政機関が戸籍情報をシステムで確認することにより、戸籍謄本等の添付が省略可能となる。</p> <p>以上の改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和6年3月1日に施行されることから、本政令と同様の改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、令和6年3月1日。</p>
-----	---

案 件	守口市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>特別会計国民健康保険事業において決算上剰余金を生じた際は、地方自治法第 233 条の2ただし書の規定に基づき、毎年度、補正予算で当該剰余金の2分の1を下らない額を守口市国民健康保険財政調整基金に編入している。</p> <p>今般、本条例において、歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入する規定を追加し、一般会計の事務と合わせることで、会計間の統一を図るため、一部改正を行うもの。</p> <p>施行期日は、公布の日。</p>

案 件	守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	<p>1点目、「府内での保険料完全統一等に伴う改正」について、令和6年度から大阪府内の国民健康保険料の完全統一が実現することに伴い、保険料の算定に係る端数処理を改めるもの。また、普通徴収に係る保険料の納期限のうち、12月の納期限について、翌年1月4日までに改めるもの。さらに、未就学児の被保険者均等割額の減額について、規定整備を行うもの。</p> <p>2点目、「国の関係政省令の改正に伴う改正」について、国民健康保険法における退職被保険者の経過措置等に係る規定が削除されたこと、また、令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において、保険料の</p>

	減額賦課に関する基準が改められたことから、それぞれ改正を行うもの。 施行期日は、令和6年4月1日。
--	--

案 件	守口市介護保険施設等整備事業者プロポーザル選定委員会条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	令和6年度からの介護保険事業単独実施に伴い、介護保険施設等の適正な整備の推進を図るため、制定するもの。 施行期日は、令和6年4月1日。

案 件	守口市地域包括支援センター業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	令和6年度からの介護保険事業単独実施に伴い、令和6年度分は、現行の地域包括支援センターの業務委託事業者を選定しているが、より良い地域包括支援センターの運営に向け、令和6年度中に公募型プロポーザル方式により再度選定を行うため、制定するもの。 施行期日は令和6年4月1日、失効期日は令和7年3月31日とする。

案 件	守口市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	歳計剰余金の全部又は一部の額を直接基金に編入する規定を追加し、一般会計の手続と合わせることで、会計間の統一を図るため、一部改正を行うもの。 施行期日は、公布の日。

案 件	守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	介護保険法等の関係法令の改正により、介護予防支援の実施に係る指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も行うことができるようになったことに伴い、必要な手数料を定めるもの。 施行期日は、令和6年4月1日。

案 件	守口市介護保険条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有

内 容	令和6年度からの介護保険事業単独実施に向け、介護保険料の通知や督促等、介護保険事業の実施に必要な事項について、条例を制定するもの。 施行期日は、令和6年4月1日。
-----	--

案 件	守口市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について 守口市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について 守口市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について 守口市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	令和6年度からの「第9期介護保険事業計画」に向け、令和6年1月25日に、国から介護報酬等の改正があった。これを受け、各条例において規定する基準に変更が生じることから、それぞれ所要の改正を行うもの。改正内容は、各資料に記載のとおり。 施行期日は、令和6年4月1日。

案 件	守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	守口市立わかくさ・わかすぎ園については、この間の運営手法の検討や、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担っていくため、市の責任の下で民間事業者の活力を導入する指定管理者制度による運営が最も効果的かつ効率的であること、また、現在策定中の「守口市行政経営プラン(案)」及び「第3期守口市障がい児福祉計画(案)」でも指定管理者制度による運営を目指すこととしていることから、令和8年度からの指定管理者制度の導入に向け、改正するもの。 また、今後、地域における障がい児支援の中核的役割を担っていくことや、指

	定管理者制度の導入にあたり、施設の役割がよりわかりやすいものとなるよう、名称を児童福祉法に規定される「児童発達支援センター」に変更するもの。 施行期日は、第1条は令和6年4月1日、第2条は令和8年4月1日とする。
--	---

案 件	守口市立児童発達支援センター指定管理者選定委員会条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者選定委員会を設置するため、制定するもの。 施行期日は、令和6年4月1日。

案 件	守口市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行により、本条例の引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うもの。

案 件	守口市手数料条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上“等”に関する法律」に変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

案 件	守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	道路内建築制限の既存不適格住宅の改修の際は、接道要件等、全てを満たすことが基準となっているが、建築基準法施行令の一部改正により、特定行政庁が認定した場合は、現行基準を適用しないこととされたことから、当該認定に係る手数料を新たに規定するもの。 施行期日は、令和6年4月1日。

案 件	守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	白井環境下水道部長
提出資料	有

内 容	<p>特定家庭用機器再商品化法施行令が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、家電リサイクル法の対象品目のうち、テレビについて、現在のブラウン管式、液晶式、プラズマ式に、有機エレクトロルミネセンス式テレビ（有機ELテレビ）を加え、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料の別表第2を改正するもの。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日。</p>
-----	---

<指定管理>

案 件	守口市障がい者・高齢者交流会館の指定管理者の指定について
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>障がい者・高齢者交流会館については、「守口市行政経営プラン(案)」にも記載のとおり、代替手段を検討した上で、廃止も含め、あり方を検討することとしている。このため、令和6年4月1日から令和7年3月 31 日までの1年間は、公募によらず、現在の指定管理者である社会福祉協議会を選定することとし、仮協定を締結したことから、地方自治法の規定に基づき、議案を提出するもの。</p>

<補正予算>

案 件	令和5年度守口市一般会計補正予算案(第9号)
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>「1 歳入歳出予算の補正」については、次のとおり。</p> <p><歳出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員退職手当追加分」は、追加で早期退職者が生じたもの。 ・「戸籍附票システム改修事業」は、戸籍、住民票、個人番号カード等の記載事項に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修について、12 月議会で補正予算措置を行い、対応しているが、新たに戸籍附票システムにおいて、住民基本台帳システムが保有する氏名の振り仮名情報との連携や、旧氏及び振り仮名の記載に関する改修も加えられたことから、追加するもの。 ・「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業」は、令和3年度から新型コロナウイルス感染症の陽性者のうち、自宅療養者に対して食料品等を届ける支援を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となった令和5年5月をもって本事業を終了したことに伴い、不用額が生じる見込みとなったことから、減額補正するもの。 ・「障がい福祉システム改修事業」は、令和6年度における障がい福祉サービス等報酬改定に対応するため、システム改修を行うもの。 ・「障がい者自立支援事業」は、居宅介護等の利用人数の増加により、当初予算額の不足が見込まれることから、追加するもの。

- ・「特別障がい者手当等支給事業」は、手当受給者数の増加により、当初予算額の不足が見込まれることから、追加するもの。
 - ・「くすのき広域連合負担金」は、今年度くすのき広域連合会計において、居宅介護サービス費等の給付費の増等により、当初予算額の不足が見込まれることから、本市の負担分を追加するもの。
 - ・「認定こども園等運営助成事業」は、待機児童の解消に向け、今年度に小規模保育事業5カ所を新規開設したことによる給付費の増等により、当初予算額の不足が見込まれることから、追加するもの。
 - ・「生活保護事業」は、医療扶助の増加により、当初予算額の不足が見込まれることから、追加するもの。
 - ・「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」は、国庫補助金の申請上、令和6年度における予防接種の残務処理経費については、今年度予算に計上するよう国から求められていることから、本経費を追加し、令和6年度へ繰り越すもの。
 - ・「大阪広域環境施設組合負担金事業」は、売電収入の増等により、大阪広域環境施設組合の今年度決算見込において不用額が生じることから、本市の負担金を減額補正するもの。
 - ・「公園施設(遊具)更新事業」は、長寿命化計画に基づき進めている公園施設(遊具)更新について、今年度における国の補正予算措置に伴う交付金を活用して実施するため、追加するもの。
 - ・「出会いの広場撤去事業」は、今年度当初予算における予算措置から、9月議会での補正予算を含め、2度の一般競争入札を実施したが、いずれも不落となり、今年度中の契約が見込めないことから、減額補正するもの。
 - ・「緑・花基金積立事業」は、いただいた寄附金を積み立てるもの。
 - ・「守口市門真市消防組合負担金事業」は、守口市門真市消防組合の今年度決算見込において不用額が生じることから、本市の負担金を減額補正するもの。
 - ・「学校教育施設整備基金積立事業」は、今後の学校施設整備に備え、積み立てるもの。
 - ・「自立援助通訳派遣事業」は、派遣対象となる外国人児童の増加により、当初予算額の不足が見込まれることから、追加するもの。
- 歳出予算の補正額は、全体で 19 億 3,374 万9千円。財源の内訳は、国庫支出金が4億 6,351 万5千円、府支出金が1億 1,256 万8千円、地方債は 6,500 万円の減、その他が 22 万4千円、一般財源が 14 億 2,244 万2千円。本補正に必要な一般財源は、以下の歳入により措置。
- <歳入>
- ・「市税収入」は、市民税及び市たばこ税において、当初予算額を上回るが見込まれることから、追加するもの。

- ・「普通交付税(追加分)」は、国の補正予算において、地方交付税の総額が増額されたことに伴い、普通交付税の再算定が行われ、追加交付されたことから、追加するもの。
 - ・「土地売払収入」は、旧菊水老人福祉センター及び旧寺方団地の売払収入が、当初予算額を上回ったことから、追加するもの。
 - ・「FMもりぐち出資金清算金」は、株式会社エフエムもりぐちの令和5年3月末の解散による清算に伴い、残余財産の分配を受けたもの。
 - ・「繰越金」は、本補正予算の財源として追加するもの。
 - ・「競艇益金収入」は、益金収入が当初予算額を上回ることから、追加するもの。
 - ・「くすのき広域連合負担金精算金(令和4年度分)」は、令和4年度決算の確定に伴い、本市の負担分の精算金を追加するもの。
 - ・「臨時財政対策債」は、追加交付される普通交付税の一部について、今年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立に要する経費として措置するため、臨時財政対策債を減額補正するもの。
- 本補正により、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 750 億 4,846 万円とする。

「2 繰越明許費の補正(追加分)」については、次のとおり。

- ・「戸籍情報システム等改修事業」は、戸籍附票システム及び戸籍情報システム改修に係るもので、国の補正予算措置によるもの。
- ・「認定こども園整備助成事業」は、私立認定こども園の建替工事の過程において、地中埋設物が発見され、撤去に時間を要し、今年度中の履行完了が見込めないことから、繰り越すもの。
- ・「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業」は、国の補正予算措置によるもの。
- ・「大阪モノレール新駅設置に係る整備費負担金事業」は、関係機関との協議、調整に時間を要し、今年度中に予定していた工程の一部の履行完了が見込めないことから、繰り越すもの。
- ・「都市計画道路豊秀松月線電線共同溝事業」は、試掘による障害物の発見により工事着手が遅れ、今年度中の履行完了が見込めないことから、繰り越すもの。
- ・「公園施設(遊具)更新事業」は、国の補正予算措置によるもの。
- ・「旧さくら小学校校舎等解体工事」は、工事による振動や騒音等への対策及び家屋調査の調整に日数を要し、今年度中内に予定していた工事の一部の履行完了が見込めないことから、繰り越すもの。

「3 債務負担行為の補正(廃止分)」は、出会いの広場撤去工事監理業務委託事業及び出会いの広場撤去工事について、歳出での説明のとおり、今年度中の契約が見込めないことから、それぞれ廃止するもの。

	「4 地方債の補正」は、変更分として、本補正予算の係るもの及び事業費や補助金の確定分と合わせ、借入限度額をそれぞれ変更するもの。
--	--

案 件	令和5年度守口市特別会計介護保険事業補正予算案(第4号)
説 明 者	上甲健康福祉部長
提出資料	有
内 容	くすのき広域連合の解散を見据え、広域連合の積立金については、構成市3市で分配することから、分配額を介護給付費準備基金に積み立てるもの。 歳入歳出予算の補正額は、それぞれ 599 万4千円。

案 件	令和5年度守口市下水道事業会計補正予算案(第4号)
説 明 者	白井環境下水道部長
提出資料	有
内 容	1点目、退職給付引当金について、当初予算時と人員配置が異なり、繰入額に不足が生じたことから、収益的支出の営業費用で 964 万1千円を増額。 2点目、国庫補助金の内示予定額が多く提示されたことから、補助対象事業のうち、令和6年度に申請を予定していた事業を前倒しすることとし、資本的支出の建設改良費で 2,633 万6千円を増額。財源として、今年度に内示を受けた国庫補助金を活用するため、資本的収入の国庫補助金で 1,316 万8千円、企業債で 1,310 万円を増額。 3点目、寝屋川北部流域下水道建設負担金について、大阪府が国の補正予算を活用し、門真守口増捕幹線築造工事等の事業を進めることとなり、事業費の精査により増額となったことから、資本的支出の固定資産購入費で 2,005 万2千円、資本的収入の企業債で 2,000 万円を増額。 なお、継続費の補正については、年割額を変更。

案 件	令和5年度水道事業会計補正予算案(第1号)
説 明 者	小浜水道事業管理者
提出資料	有
内 容	今年度に既存の守口市浄水場、配水場の再構築に向けた第1期事業として、配水池1号及び配水ポンプ更新工事詳細設計業務委託事業を予定していたが、令和5年8月に、費用算出の根拠となる国の積算マニュアル等の大幅な改定があり、これに対応する費用と期間の大幅な変更を余儀なくされたことから、今年度からの本事業の実施は断念せざるを得ない状況となった。 このことから、今年度当初予算に計上していた本事業に係る予算について、全額取り下げる補正を行い、改めて令和6年度当初予算に計上するもの。

<予算>

案 件	令和6年度当初予算案等について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	一般会計予算の総額は 739 億 9,000 万円で、今年度に比べ 58 億 9,000 万円、8.6%の増。今年度は骨格予算としたことから、大きく伸びている。また、当初予算としては、過去最大であった令和4年度の 691 億 3,000 万円を上回る規模。特別会計の総額は 484 億 4,721 万4千円で、今年度に比べ 162 億 2,000 万5千円、50.3%の増。令和6年度から介護保険事業が本市単独実施となることが、増の主な要因。

【案件】

案 件	守口市行政経営プランの策定について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「守口市行政経営プラン(案)」について、1月 23 日までの間、パブリックコメントを実施。148 項目の意見等があり、現在、各部局に対して、プラン(案)を改めて確認するとともに、パブリックコメントの回答作成を依頼。 なお、パブリックコメントの内容を踏まえ、プラン(案)の記載事項について、特段の変更はないものと考えており、軽微な文言修正は除き、資料に記載の案で策定する方向で進める。今後、回答の取り纏め、策定に向けた起案処理等を速やかに行っていく。

【報告】

報 告	令和6年度当初予算編成過程の公表について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「守口市行政経営プラン(案)」にも記載のとおり、透明性の高い市政運営を推進するため、先行自治体の取組も参考に内容を検討し、資料「令和6年度守口市一般会計の編成状況」及び「令和6年度臨時的経費査定結果一覧」について、令和6年度予算議案の告示日である2月 13 日(火)以降、ホームページで公表予定。